

○総務省告示第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

<p>「一〇六 略」</p>	<p>六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 三・六 GHzを超え四・一 GHz以下又は四・五 GHzを超え四・九 GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備</p> <p>(1) 感度</p> <p>ア 基地局の感度</p>	<p>(ア) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備</p> <p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナ（複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナをいう。以下同じ。）と組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。</p>	<p>一 周波数帯域（GHz）</p> <p>二 最大送信電力（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））</p> <p>三 チャンネル間隔（MHz）</p> <p>四 基準感度（デシベル）</p>	<p>三・六を超え四・一以下</p> <p>次に掲げる式による値を超えないもの</p> <p><math>38 + 10 \log_{10} N</math> (N = 1とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせられた場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい)</p> <p>一〇又は一五</p> <p>(一) 九七・九</p> <p>(一) 九四・三</p>
----------------	---	---	---	---

「一〇六 同上」

〔新設〕

	い値とする。以下この表において同じ。） 次に掲げる式による値 $24 + 10 \log_{10} N$ を超え3 $8 + 10 \log_{10} N$ 以下	一〇又は一五 二〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は一〇〇	(一) 九二・九
	次に掲げる式による値 以下 $24 + 10 \log_{10} N$	一〇又は一五 二〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八九・九
四・五を超え四・九以下	次に掲げる式による値 を超えるもの $38 + 10 \log_{10} N$	四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇	(一) 九四・一
	次に掲げる式による値 $24 + 10 \log_{10} N$ を超え3 $8 + 10 \log_{10} N$ 以下	四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇	(一) 八九・一
	次に掲げる式による値 以下 $24 + 10 \log_{10} N$	四〇、五〇、六〇、 八〇又は一〇〇	(一) 八六・一

(イ)

空中線端子のない受信設備

希望電力が符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に應じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	三 チャネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・六を超え四・一以下	四七を超えるもの	一〇又は一五	(一) 九七・五から空中線絶対利得を減じた値

イ

陸上移動局の感度

希望電圧(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に於て、同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル) (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)			
		(一)	(二)		
三・六を超え三・八以下	一〇	三三を超え四七以下	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 九三・九から空中線絶対利得を減じた値	
		四七を超えるもの	一〇又は一五	(二) 九二・五から空中線絶対利得を減じた値	
		三三以下	〇	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値	
	三三以下	一〇又は一五	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八九・五から空中線絶対利得を減じた値
			四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(二) 八五・九から空中線絶対利得を減じた値
			四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値
	三三以下	一〇又は一〇〇	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値
			四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(二) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値
			四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値

下

三・六を超え三・八以下  
一〇  
一五

(一) 九四・八  
(二) 九三・〇

三・八を超え四・一以下	一〇	(二) 九一・七
一〇	(二) 八八・六	
九〇	(二) 八七・六	
八〇	(二) 八六・九	
六〇	(二) 八五・六	
五〇	(二) 八五・一	
四〇	(二) 八四・六	
三〇	(二) 八四・一	
二〇	(二) 八四・一	
一五	(二) 八三・一	
一〇	(二) 八二・五	
四〇	(二) 八一・二	
五〇	(二) 八一・一	
六〇	(二) 八七・一	
八〇	(二) 八六・四	
九〇	(二) 八五・一	
一〇〇	(二) 八四・六	
四・五を超え四・九以下	(二) 八四・一	
四〇	(二) 八四・一	
五〇	(二) 八四・一	
六〇	(二) 八四・一	
八〇	(二) 八四・一	
九〇	(二) 八四・一	
一〇〇	(二) 八四・一	

注 複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (i) | 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

- (ii) | 異なる周波数帯域で複数の搬送波が隣接しない場合、各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

- (iii) | (i) 及び(ii)に掲げるもの以外、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

- (2) |
  - ア | プロセッシング特性
  - イ | 基地局のプロセッシング特性
  - ロ | 空中線端子のある受信設備
  - ハ | 基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて、

希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38+10\log_{10}N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N=1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この（ア）において同じ。）を超えるものにあつては $-43$ デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-38$ デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-35$ デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一一・五	五
一五	一五	五
二〇	一七・五	五
三〇	四五	一〇
四〇	五〇	一〇
五〇	五五	一〇
六〇	六〇	一〇
七〇	六五	一〇
八〇	七〇	一〇
九〇	七五	一〇
一〇〇	八〇	一〇

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この（イ）において同じ。）を超えるものにあつては $-43$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては $-38$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては $-35$ デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ 陸上移動局のプロッキング特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数の変調された第一妨害波を（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この(ア)において同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数の変調された第二妨害波を（二）四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一	二	三	四	五
チャネル間隔 (MHz)	第一妨害波の離調周波数 (MHz)	第一妨害波の周波数幅 (MHz)	第二妨害波の離調周波数 (MHz)	第二妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	一〇	三〇以上	一〇
一五	三〇	一五	四五以上	一五
二〇	四〇	二〇	六〇以上	二〇
四〇	八〇	四〇	一二〇以上	四〇
五〇	一〇〇	五〇	一五〇以上	五〇
六〇	一二〇	六〇	一八〇以上	六〇
八〇	一六〇	八〇	二四〇以上	八〇
九〇	一八〇	九〇	二七〇以上	九〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇以上	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数の変調された第一妨害波を（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この(イ)において同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数の変調された第二妨害波を（二）四四デシベルの電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

一	二	三	四	五
チャネル間隔の総和 (MHz)	第一妨害波の離調周波数 (MHz)	第一妨害波の周波数幅 (MHz)	第二妨害波の離調周波数 (MHz)	第二妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二二〇	一一〇	三三〇以上	一一〇
一一〇	二四〇	一二〇	三六〇以上	一二〇
一三〇	二六〇	一三〇	三九〇以上	一三〇

一四〇	二八〇	一四〇	四二〇以上	一四〇
一五〇	三〇〇	一五〇	四五〇以上	一五〇
一六〇	三二〇	一六〇	四八〇以上	一六〇
一八〇	三六〇	一八〇	五四〇以上	一八〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇	六〇〇以上	二〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(3) 隣接チャネル選択度

ア 基地局の隣接チャネル選択度

(ア) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N = 1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいすねかきさい値とする。）を超えるものにあつては $-52$ デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベルを超え $38 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものにあつては $-47$ デシベル、最大送信電力が $24 + 10 \log_{10} N$ デシベル以下のものにあつては $-44$ デシベル

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	七・五〇七五	五
一五	一〇・〇一二五	五
二〇	一一・五〇二五	五
三〇	二四・五八五	二〇
四〇	二九・五三五	二〇
五〇	三四・四八五	二〇
六〇	三九・五八五	二〇
七〇	四四・五三五	二〇
八〇	四九・四八五	二〇
九〇	五四・五八五	二〇
一〇〇	五九・五三五	二〇



(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては、-53デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては、-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては、-44デシベルから空中線絶対利得を減じた値。

イ 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇
四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	六〇
八〇	八〇	八〇
九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より三一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一一〇	一一〇	一一〇
一一〇	一一〇	一一〇
一一〇	一一〇	一一〇
一三〇	一三〇	一三〇
一四〇	一四〇	一四〇
一五〇	一五〇	一五〇
一六〇	一六〇	一六〇
一八〇	一八〇	一八〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(4) 相互変調特性

ア 基地局の相互変調特性

(ア) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38+10\log_{10}N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N=1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 $N$ は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。）を越えるものにあつては $-52$ デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを越え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-47$ デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては $-44$ デシベル

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害 波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害 波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨 害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一一・四五	一一・五	五
一五	一四・九三	一五	五
二〇	一七・三八	一七・五	五
三〇	二二・四三	四〇	二〇

四〇	二七・四五	四五	二〇
五〇	三一・三五	五〇	二〇
六〇	三七・四九	五五	二〇
七〇	四二・四二	六〇	二〇
八〇	四七・四四	六五	二〇
九〇	五二・四三	七〇	二〇
一〇〇	五七・四五	七五	二〇

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては—52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては—47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては—44デシベルから空中線絶対利得を減じた値。

イ 陸上移動局の相互変調特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを0デシベルとする。）の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	四〇	一〇
一五	三〇	六〇	一五
二〇	四〇	八〇	二〇
四〇	八〇	一六〇	四〇
五〇	一〇〇	二〇〇	五〇

六〇	二二〇	二四〇	六〇
八〇	一六〇	三二〇	八〇
九〇	一八〇	三六〇	九〇
一〇〇	二〇〇	四〇〇	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の総和に比した同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔の 総和 (MHz)	二 変調のない妨害 波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害 波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨 害波の周波数幅 (MHz)
一一〇	二二〇	四四〇	一一〇
一二〇	二四〇	四八〇	一二〇
一三〇	二六〇	五二〇	一三〇
一四〇	二八〇	五六〇	一四〇
一五〇	三〇〇	六〇〇	一五〇
一六〇	三二〇	六四〇	一六〇
一八〇	三六〇	七二〇	一八〇
二〇〇	四〇〇	八〇〇	二〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(1) 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備

感度

ア 基地局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が基準感度（（一）八〇・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に比した同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(2)

ア 基地局のブロッキング特性

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
二七を超え二九・五以下	五〇	(一) 八三
	一〇〇	(一) 八〇
	二〇〇	(一) 七七
	四〇〇	(一) 七四

ブロッキング特性

基地局のブロッキング特性  
 基準感度より六デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三三デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	一二五	五〇
二〇〇	一七五	五〇
四〇〇	二七五	五〇

イ 陸上移動局のブロッキング特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇
四〇〇	八〇〇	四〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがそ

の最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇〇	四〇〇	二〇〇
三〇〇〇	六〇〇	三〇〇
四〇〇〇	八〇〇	四〇〇
四五〇〇	九〇〇	四五〇
五〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇
六〇〇〇	一二〇〇	六〇〇
六五〇〇	一三〇〇	六五〇
七〇〇〇	一四〇〇	七〇〇
八〇〇〇	一六〇〇	八〇〇

(ウ)

隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(3)

ア

隣接チャンネル選択度

基地局の隣接チャンネル選択度

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より二七・七デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	四九・二九	五〇
一〇〇	七四・三一	五〇
二〇〇	一二四・二九	五〇
四〇〇	二二四・三一	五〇

イ

陸上移動局の隣接チャンネル選択度

(ア)

一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	四九・二九	五〇
一〇〇	七四・三一	五〇
二〇〇	一二四・二九	五〇
四〇〇	二二四・三一	五〇

五〇	五〇	五〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇
四五〇	四五〇	四五〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇
六五〇	六五〇	六五〇
七〇〇	七〇〇	七〇〇
八〇〇	八〇〇	八〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合  
各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(4) 相互変調特性（基地局の受信設備に限る。）

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ基準感度より二五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 一 チャネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波 の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波 の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害 波の周波数幅 (MHz)
五〇	三二・五	六五	五〇

〔七〇二十二 略〕

四〇〇	二〇六・〇二	二四五	五〇
二〇〇	一〇五・六四	一四〇	五〇
一〇〇	五六・八八	九〇	五〇

〔七〇二十二 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。